

補助金・助成金一覧（各種補助金・助成金から抜粋）

※2020年4月28日時点

対象者	休業により、支払った休業手当の助成を受けたい事業主	売上が前年の半分以下となった事業主	<大分市> 資金繰りが厳しい飲食店で、店舗等の賃料の補助を受けたい	<別府市> 資金繰りが厳しく、店舗等の賃料の補助を受けたい事業主	小学校休校の影響で、従業員に有給を取させた事業主	小学校休校の影響で、契約していた仕事が出来ない方（個人）
制度名	雇用調整助成金 (特例措置緊急対応)	令和2年度補正予算成立後 持続化給付金	(令和2年5月中旬に支給開始予定) (仮) 飲食店舗家賃補助制度	別府市中小企業者等 賃料補助金	小学校休業等対応助成金	小学校休業等対応支援金
対象	全業種	全業種	飲食店を営む小規模事業者	別府市内に本店又は事業所を有する中小企業者、小規模事業者、個人事業主	全業種	委託を受けて個人で仕事をする方
補助助成額等	(特例措置緊急対応期間) 令和2年4月1日～同6月30日 ・従業員の休業手当の助成率4/5 (大企業は2/3) ・解雇を行わない場合の助成率9/10 (大企業は3/4) 但し、1人当り上限8,330円 ※【更なる拡充を検討中】 詳細は5月上旬発表予定 概要は以下の通り ①休業手当の支払率60%未満の部分は現行通り最大9/10、支払率60%超の部分の助成率を10/10へ引き上げ。 ②①のうち、一定の要件を満たす(都道府県本部長が行う要請に協力して休業を行う等) 場合、休業手当支払率60%未満の助成率を10/10へ引き上げ。休業手当全体の助成率が10/10となる。但し、1日1人当たり8,330円が上限。	・法人200万円以内 ・個人事業主100万円以内	・令和2年3月～5月分の家賃(3ヶ月分) ・補助率：4/5 ・補助限度額：1ヶ月あたり8万円 (最大24万円)	(申請期間) 令和2年4月21日～同7月31日 ・申請した日が属する月から最長6ヶ月分 ・月額賃料の1/2 (上限額7万円)	・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金×10/10 ※但し、1人当り上限8,330円	・令和2年2月27日から同年3月31日の間において、就業できなかった日について1日あたり4,100円(定額) ※但し、土日・祝日を除く。
概要	①コロナウイルスの影響により、直近1ヶ月の売上などが前年同月比5%以上減少していること ②休業計画届の事後提出を可能とし、令和2年6月30日まで事後提出が可能 ※令和2年1月24日まで遡って事後提出が可能。但し、3月31日以前の休業について申請する場合は、10%以上の売上減少が要件となる。	①コロナウイルスの影響により、売上が前年同月比50%以上減少している者 ②給付額 前年の総売上から、前年同月比50%以上減少している月商×12を差し引いた金額が給付される。 ※本事業は、令和2年補正予算成立が前提の為詳細は決定後に公表される	(補助対象者) ①令和2年3月～5月のいずれかの売上が対前年同月比で50%以上減少している飲食店を営む小規模事業者 ※申請方法等詳細については決定次第大分市ホームページへ掲載予定	(補助対象者) ①売上減少のため新たに融資を受けた方 ②売上減少のため返済猶予等既借入融資の条件を変更した方 ③雇用調整助成金(コロナ関連)の助成を受けた方 ④持続化給付金受給者、又は売上高が前年同月比50%以上減少している方	①コロナウイルスの影響で、臨時休業等をした小学校に通う子供の世話を、保護者として行う必要がある労働者に有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対する助成。	①小学校等の臨時休業等の前に業務委託契約を締結している個人が対象。 ②コロナウイルスの影響で小学校が臨時休業等となり保護者として子供の世話をする必要があり、委託契約に基づく業務ができなくなった場合の助成。
お問合せ先	・経済産業省ホームページ ・大分労働局内大分助成金センター ☎097-535-2100	・経済産業省ホームページ ・中小企業庁金融・給付金相談窓口 ☎03-3501-1544	・大分市ホームページ ・商工労働観光部商工労働課 ☎097-585-6011	・別府市ホームページ ・別府市役所産業政策課 ☎0977-21-1140 ☎0977-21-1132	・経済産業省ホームページ ・大分労働局内雇用環境・均等室 ☎097-532-4025	・経済産業省ホームページ ・大分労働局内雇用環境・均等室 ☎097-532-4025

※掲載している情報は、2020年4月28日時点での情報です。

※詳細な各種内容、受給条件等につきましては、ご確認が必要です。お問い合わせ先へご確認ください。

※各市町村の情報につきましては、各市町村へご確認ください。